令和８年第４回定例会　議案第143号補足説明資料

公の施設の指定管理者の指定（飯田市下久堅ふれあい交流館）について

1　公の施設の概要

(1) 基本情報

ア　施設名（通称）	飯田市下久堅ふれあい交流館
イ　所在地	飯田市下久堅知久平118番地1
ウ　設置年月日	平成31年２月１日
エ　設置目的	地域資源を活用した学びや交流を通じ、児童の地域への愛着と誇りの意識を醸成するとともに、次世代への保存と継承、都市農村等の交流による地域の活性化につながることを目的とする。
オ　施設・設備	木造平屋建 学習スペース、多目的・交流スペース・和室、紙屋、展示・見学スペース 延べ床面積299.21㎡ 敷地面積1,520.61㎡
カ　施設の写真	

外観



学習スペース



多目的・交流スペース



紙屋スペース



(2) 管理の状況

ア　施設を管理する所管課	結いターン移住定住推進課
イ　現在の管理方法	指定管理制度
ウ　指定管理者制度導入年月日	平成31年３月１日
エ　現在の指定管理者名（募集方法）	下久堅地区まちづくり委員会（非公募）
オ　現在の指定管理期間	令和４年４月１日～令和９年３月31日（５年間）
カ　指定管理者が行う業務	・施設管理全般（受付・管理） ・地域で策定した基本構想の実現などに向けた取組の推進や施設機能を活かした地域内外の交流を促進し、地域の活性化を図る。

(3) 利用の状況（有効性）

ア　営業（開館）状況	令和６年度	令和７年度	備考
日数	358	358	
利用者数	11,506	11,068	
イ　利用者のニーズ･意見等	・交流スペース入口付近にある電源コンセントの位置について、入口の引き戸に干渉し危険なため、移設してほしい。（令和８年度対応済） ・同スペースの空調設備が家庭用エアコンのため、利用者の熱中症対策に空調を増設してほしい。 ・利用者が記入する「使用報告書」の要望記入欄での要望は無かった。		
ウ　利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	・地域の子育て拠点として活用され、柔軟な施設利用が行われている。 ・地区が管理することにより地域の実態に合わせた利用が可能であり、地域の活性化に寄与している。		

(4) 収支の状況（効率性）

ア　決算		令和６年度（円）	令和７年度（円）	備考
収入（A）		822,391	714,055	管理経費は、児童クラブ負担金、地区まちづくり会計より補てんされる。
	施設利用料等収入	20,700	12,150	
	市支出の指定管理料			
	雑収入（児童クラブ）	259,456	240,039	
	その他（負担金）	542,235	461,866	
支出（B）		822,391		・修繕費は玄関鍵（R7） ・通信運搬費はWi-Fi回線料 ・器具什器費はサーキュレーター、ブルーヒーター購入費（R6）
	消耗品費	36,055	2,412	
	修繕費		78,980	
	光熱水費	606,794	561,383	
	通信運搬費	71,280	71,280	
	器具什器費	108,262		
収支（A－B）		0	0	
イ　運営上のメリット（経費の節減、職員事務量の削減の効果）		必要経費については指定管理者で負担しており、無駄を省いた運営が行える。		

(5) 外部評価

令和８年度末で指定管理協定期間が終了する施設の実績評価（上記(1)から(4)までに記載の内部評価）に対する外部評価の結果

評価機関	飯田市行財政改革推進委員会	
評価期日	令和８年７月27日	
評価結果	総評	・良好な管理状況と確認した。
	特記事項	・今後もインバウンドを含めた体験や制作・展示を通じ、ひさかた和紙を活用した交流の拡大と伝統文化を発信いただきたいとの意見があった。

2　指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア　募集方法（公募・非公募）	非公募
非公募の理由	下久堅地区基本構想における地域振興の柱として、地区住民のふれあいの場づくり、「ひさかた和紙」の発信拠点、「放課後子ども教室」と「児童クラブ」との連携を掲げている。当該施設はこれらを実現するための施設であり、地域住民主体の指定管理候補者へ管理を任せることで、自治・協働の組織体制、経験、実績を活かした運営において、地域づくりの取組と一体的な効果が得られると判断できる。 上記理由から自治会等の公共的団体に管理を委ねることにより地域づくり等でより効果を得られると判断されるため。
イ　指定管理者が行う業務	1　施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務 (1) 建築物、設備機器保守管理業務 (2) 清掃業務 (3) 外構、植栽管理業務 (4) 廃棄物処理業務 (5) 原状変更時の申請義務 (6) 事故及び災害時の対応 (7) 情報の取り扱い 2　施設内の展示物の維持及び管理に関する業務 市との協議により適切に管理すること。 3　遺失物の管理 敷地内で遺失物を拾得した場合は、貴重品については速やかに警察へ届け出ること。それ以外のものについては遺失物法他、関係法規の規定に従い対応すること。 4　施設の利用促進を図るために必要な業務 (1) 施設の利用促進を図るため、 来館者及び見学者等に対する施設内、ホームページや広報誌などを活用した広報活動、電話等での各種問い合わせへの対応により、施設の広報・ＰＲ、情報提供等を行うこと。 (2) 施設を積極的に活用した魅力ある自主事業について計画し実施すること。 (3) 利用者からの苦情等があった場合は、その対応に関する業務を行うこと。 5　施設の利用の許可（施設において業として収益事業を行う者に対する当該実施に係る許可を含む。） に関する業務 (1) 施設利用の基準等について記載した利用規程を作成し、市と協議し決定すること。 (2) 利用規程に基づき、利用の許可を行うこと。 (3) 以下の場合については利用を許可しないものとし、その旨利用規程への位置づけを行うこと。

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">(4) 受付簿等による利用状況の把握を行うこと。
6　施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額、利用料金の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免する業務
7　イベント等の際には駐車場を別途確保するなど、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう注意を払うこと。地域住民の利便性が高まるように、地域との連携に努めること。
8　利用状況等の動向を分析し、指定管理者のノウハウや創意工夫を活かすとともに、必要な運営の見直しを行うなど、利用者数の拡大や稼働率の向上、施設の利用促進等を図ること。
9　災害時において、救援物資等の集約拠点として機能するための必要な協力業務</td></tr>
<tr><td rowspan="11">ウ　指定管理業務に係る運営経費の試算</td><td>項目</td><td>金額（円）</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>支出（ｱ）</td><td>750,117</td><td></td></tr>
<tr><td>人件費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理費</td><td>687,482</td><td>光熱水費・修繕費・通信運搬費</td></tr>
<tr><td>一般経費</td><td>26,547</td><td>消耗品費</td></tr>
<tr><td>事務関連</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>36,088</td><td>器具什器費等</td></tr>
<tr><td>収入（ｲ）</td><td>750,117</td><td></td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>13,450</td><td></td></tr>
<tr><td>事業収入</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>736,667</td><td>児童クラブ・まちづくり負担金</td></tr>
<tr><td>収支（ｲ）-（ｱ）</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>指定管理料</td><td colspan="3">提示上限額　　0円/年</td></tr>
<tr><td>エ　応募者数</td><td colspan="3">１団体</td></tr>
</table>

(2) 選定の結果

ア　団体の概要

(ｱ) 名称・商号	下久堅地区まちづくり委員会
(ｲ) 代表者	会長　平岩　好友
(ｳ) 所在地	飯田市下久堅知久平1082-1
(ｴ) 設立年月日	平成19年４月１日
(ｵ) 設立目的	自主自立の精神に基づいた住民自治を推進し、地区の発展と向上のため､地域課題の検討や安全で安心して暮らせる地域づくりを目的とする。
(ｶ) 基本財産	－
(ｷ) 役員・職員	会長１名、副会長１名、区長会区長１名、委員長６名、監事２名、記録１名、委員60名

イ　選定の理由（令和８年飯田市告示第146号）

下久堅地区まちづくり委員会においては、本市の「20地区田舎へ還ろう戦略」の施策を推進する意図が十分理解され、適正な管理運営が期待できる。 また、当該施設を市内外のより多くの方々に利用してもらえるよう、地区基本構想に基づく「ひさかた和紙」を活用した都市農村交流の取組に向けた新たな組織体制を構築するなど、地域振興に向けた意欲が見受けられ、地域活性化が期待できる。

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア　指定管理者としての適性	10	7.5	これまでに地域に根差した施設の管理運営を適正に行ってきている。
イ　施設の有効活用	10	7.5	設置目的を理解し、目的達成に向けた施設運営管理が適切に行われている。
ウ　利用者対応（改善姿勢）	20	12.5	利用者の声を拾い、反映、改善に向けた対応と提案がされている。
エ　事業収支（収支の妥当性）	10	7.5	経費削減を意識した収支改善に向け努力している。
オ　職員配置等の管理体制	20	15.0	施設運営に特化した委員会を設置し、業務に必要な専門的な知識を持った人材を配置している。
カ　危機管理の対応等	20	15.0	災害時等の危機管理体制が構築されており、職員間で共有が図られている。
キ　地域連携・地域貢献	10	10.0	地域イベントの開催やインバウンドを視野に入れた体験及び都市間交流が積極的に展開されている。
合計	100	75.0	

（備考）適格の合否基準は、評価得点の合計50.00点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和９年度の事業収支（収支予算の見積り）

項目			金額　（円）
収入（A）			792,000
	指定管理業務に係る収入		
		市支出の指定管理料	
		施設利用料等収入	10,000
		管理負担金（まちづくり委員会負担金）	552,000
		その他収入（児童クラブ負担分光熱水費）	230,000
支出（B）			792,0000
	光熱水費		600,000
	燃料費		20,000
	管理事務費		100,000
	通信運搬費		72,000
収支（A－B）			0